住むなら白山市！家を建てるなら白山市！

新婚夫婦賃貸住宅家賃助成

白山市内のアパート等に住んでいる新婚夫婦

助成金額　5 万円まで（家賃 1 か月分相当、1 回限り）

主な対象要件
- 婚姻届を提出してから 1 年未満
- 申請時に夫婦とも４５歳未満の方
- 夫婦どちらかの名義で賃貸契約している
- 夫婦とも当該住宅に住民登録をしている

対象となる住宅
- 民間の賃貸住宅
- 特定公共賃貸住宅

※社宅、官舎などの事業主から借りている住宅、親が所有する住宅、公営住宅（特定公共賃貸住宅を除く）は対象外



若者・子育て世帯定住奨励金 ★

45 歳未満の方で、白山市に新築住宅を建てる(買う)場合

奨励金額　基本額 と 加算額 を合算　最大 90 万円

基本額　30 万円（住宅ローン金額の 10%以内）

加算額　若者世帯 20 万円…申請者または配偶者が３５歳未満の世帯
子育て世帯 30 万円…１８歳未満の子どもがいる世帯
新婚世帯 10 万円…婚姻届を提出してから３年未満の世帯

※加算対象は申請年度の４月１日時点を基準日として判断

主な対象要件
- 申請年度の４月１日時点において 45 歳未満
- 住宅ローンの償還期間が 10 年以上

対象となる住宅　延床面積　75 ㎡以上 280 ㎡以下
(平屋の場合 55 ㎡以上)



三世代ファミリー同居奨励金★

新たに三世代での同居を始めるため、白山市内で新築住宅を
建てる（買う）、リフォーム（増築・改築・改修）を行った場合

奨励金額
- 新築を建てる（買う）：基本額と加算額の合計額

基本額　60 万円

加算額　若者世帯 20 万円…申請者または配偶者が３５歳未満の世帯
新婚世帯 10 万円…婚姻届を提出してから３年未満の世帯

※加算の対象は申請年度の４月１日時点を基準日として判断する
- リフォーム：30 万円

主な対象要件
- 新たに三世代同居のために住所変更をした方
- 18 歳未満の子どもがいる三世代の方

対象となる住
- 新築等に要した費用が 100 万円以上
- 所有者が三世代同居を行う
- 同居開始から前後 6 か月以内に工事完了



白山ろく地域定住奨励金 ★

白山ろく地域（河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰）で
新築住宅を建てる（買う）場合　100 万円

奨励金額　100 万円（住宅ローン金額の 10%以内）

主な対象要件　住宅ローンの償還期間が 10 年以上

対象となる住宅　延床面積　75 ㎡以上 280 ㎡以下
(平屋の場合 55 ㎡以上)

注 意　奨励金の各制度は併用できません。事前申請が必要なものもあります。

お申し込み・お問い合わせ

白山市役所　企画振興部
シティプロモーション推進課

〒924-8688 白山市倉光二丁目 1 番地
☎（076）274-9511
✉ promotion@city.hakusan.lg.jp

詳しい情報や申請書類はこちらをご覧ください。

【フラット 35】のご案内

★印の制度は住宅ローン【フラット 35】地域連携型事業の対象で、条件によって金利の優遇を受けられる制度です。

白山市 LINE 公式アカウント

生活に関する情報のほか、防災・防犯、気象情報やイベント情報など最新情報を配信しています。

2025 年 4 月発行